

住 安 第 3050 号
平成 30 年 8 月 1 日

公益社団法人静岡県建築士会 様
一般社団法人静岡県建築士事務所協会 様
公益社団法人静岡県宅地建物取引業協会 様
公益社団法人全日本不動産協会静岡県本部 様
一般社団法人静岡県浄化槽協会 様
一般社団法人静岡県設備協会 様
一般社団法人静岡県設備設計協会 様

静岡県くらし・環境部建築住宅局
建築安全推進課建築確認検査室長

「既存住宅の尿尿浄化槽付替え時の処理対象人員算定基準のただし書き
取扱い要領」の制定について（通知）

日頃より建築行政に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、既存建築物等に設けられた浄化槽の付替え等の際には、浄化槽法第 5 条第 3 項の規定により、特定行政庁がその構造を審査することとなっており、その処理対象人員は、「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302）」によることとされています。

今回、このうち既存の住宅について、現状の世帯人員等に応じ、算定が実情に添わないと考えられる場合として取扱うことがきるものとして、下記のとおり取扱いを定めたので通知します。

貴職におかれましては、協会員への周知をお願いいたします。

記

- 1 内 容 別紙「既存住宅の尿尿浄化槽付替え時の処理対象人員算定基準のただし書き取扱い要領」のとおり
- 2 運用開始日 平成 30 年 10 月 1 日から
- 3 そ の 他 取扱いは県内特定行政庁の合意事項ですが、詳細は特定行政庁により異なる場合がありますので、浄化槽の設置場所に応じた問合せ先（別添）に確認をお願いします。

担 当：建築確認検査班
電 話：054-221-3075